

東京都少年サッカー連盟事業

**2016/2017年競技規則の改訂
伝達会**

**2016年7月～8月
東京都各ブロック会場**

東京都少年サッカー連盟・審判部

* 伝達会の目的

- 多くの改正点を短期間の中で、共通認識していただく為。

* 対象者

- 少年サッカー連盟所属のチーム、審判員。

* 東京都少年サッカー連盟適用時期

●2016年10月1日開始

●全日本少年ブロック予選

●JA東京カップ 東京都5年生 中央大会

参考・U-12ジュニアサッカーワールドチャレンジ2016

8/25~28開催

* 競技規則の改訂-2016/2017

● 国際サッカー評議会 (IFAB)

IFABの130年に及ぶ歴史上
最も広範囲な競技規則の改訂

● 利用しやすく、理解しやすいものにし、その理解、
解釈および適用の一貫性を向上させる ● 目的

* 主たる改訂点と、特に実戦で理解
しておくべき改訂を中心に説明

● : ビデオ解説項目

赤字 = 改訂文章

● : その他伝達必要事項

青字 = 解説文章

P-〇〇(××) P-新競技規則ページ(旧競技規則ページ)

1. ビデオ解説

ビデオ-①

- 第1条 競技のフィールド
 - ・コーナフラッグのロゴおよびエンブレム P-27(63)
- 第3条 競技者(新しい条文名)
 - ・交代要員およびチーム役員などによる違反への処置 P-36(20,66)
- 第4条 競技者の用具
 - ・アンダーシューズの色 P-42(22)
 - ・用具を交換した正した後の競技者の復帰 P-43(23)
- 第5条 主審
 - ・試合前のフィールド点検以降に懲戒処置をとる権限 P-46,84(39)
 - ・懲戒罰の対象となる反則があった後の、負傷した競技者 P-47(74)
- 第8条 プレーの開始および再開
 - ・キックでの再開、キックオフのインプレー方法 P-65(31)
- 第11条 オフサイド
 - ・オフサイドの反則での再開位置 P-79(36)
 - ・負傷した競技者への対応 P-79(111)
- 第12条 ファウルと不正行為 P-87(40,132)
 - ・ペナルティーエリア内で決定的な得点の機会阻止は警告の場合あり
- 第14条 ペナルティーキック
 - ・ゴールキーパーが違反しキックのやり直しの場合、ゴールキーパーは警告される P-96,97(47)

第1条 競技のフィールド

1.フィールドの表面

- 競技のフィールドは、全体が天然または、競技会規定で認められる場合は全体が人工の表面でなければならない。ただし、競技会規定で認められる場合は人工と天然の材質の組み合わせたもの（ハイブリッドシステム）を使用することもできる。 P-19(6)

4.国際試合用の大きさ

- 競技会は、上記の大きさの範囲内でゴールラインとタッチラインの長さを決定できる。（追加文書） * 競技会が決定権限 P-20

12.商業的広告

- グラウンド上の全ての商業的広告は境界線（タッチライン、ゴールライン）から1m以上離さなければならない。 P-27(63)

13.ロゴおよびエンブレム P-27(63)

- 有形、無形にかかわらず、プレー時間中に、FIFA、大陸連盟、各国サッカー協会、競技会、クラブ、その他の団体を表すロゴやエンブレムをフィールド、ゴールネットとそれに囲まれたエリア、ゴールおよびフラッグポストに付けることは禁止される。フラッグポストの旗に付けることは許可する。

* 既にボールには付いている。* 広告は認められない。

第3条 **競技者** (新しい条文名)

1. 競技者の数

- どちらかのチームが7人未満の場合、試合は開始も**続行**もされない。

* **続行の最小競技者数が規則になった。** P-33(18,68)

3. 交代の進め方 P-35(19,65)

- 交代要員は、一度フィールドに入ってから、**プレーの再開に参加できる。**

* **フィールド内に入ったのちに再開プレーを行えることを明確にした。**

6. 競技者と交代要員の退場 P-36(21)

- 退場を命じられた競技者は

- **チームリスト提出前に退場した場合は、いかなる資格があっても登録できない。**
- **チームリスト提出後、キックオフ前に退場を命じられた競技者は、氏名を登録された交代要員から補充することができるが、その交代要員の補充をすることはできない。また、そのチームの交代の回数は減らされない。**
- **キックオフ後に退場を命じられた競技者の補充はできない。**

* **キックオフ前またはキックオフ後に退場になった時の対応を明確にした。**

第3条 競技者 (新しい条文名)

7. フィールド上の部外者

- 競技者、交代要員またはチーム役員としてチームリストに氏名を登録されていない者は、外的要因とする。 *退場者は交代要員と同様に扱う。P-36(66)
- 次の者がプレーを妨害しており、プレーが停止された場合、 P-36(66,67)
 - ・チーム役員、交代要員、交代して退いた競技者または退場を命じられた競技者の場合、直接フリーキックまたはペナルティーキックによりプレーを再開する。 *明らかな不正であり「直接フリーキック」が適切。
 - ・外的要因による場合は、ドロップボールによってプレーを再開する。

ボールがゴールに入りそうなとき、その妨害で守備側競技者がボールをプレーすることが妨げられることなく(ボールとの接触があっても)ボールがゴールに入れば、それが相手競技者のゴールに入る場合でない限り得点を与える。 *アドバンテージの原則を適用

9. 得点があった時にフィールド上に部外者がいた場合 P-36(26,68)

- 得点後、プレーが再開されたのち、主審が得点があったときにフィールド上に部外者がいたことに気付いた場合、得点を認めなければならない。

- チーム役員、交代要員、交代して退いた競技者または退場を命じられた競技者の場合、**直接フリーキック**または**ペナルティーキック**によりプレーを再開する。

主審はプレーを停止する

部外者を退出させ、
退場または退席させる

直接フリーキックまたは
ペナルティーキックで再開する



第4条 競技者の用具

2.基本的な用具

- **ソックス** – テープまたはその他の材質のものを貼りつける、**または外部に着用する場合、それは着用するまたは覆う部分のソックスの色と同じものでなければならない。** * **アンクルソックスなど** P-41(22)
- 競技者の靴やすね当てが偶発的に脱げてしまった場合、次にボールがアウトオブプレーになる前に**できるだけ速やかに装着させなければならない。それを**
する前に競技者がボールをプレーするまたは、得点をした場合、得点を認める。

3.色 P-42(22)

- **アンダーシャツ**はシャツの袖の主たる色と同じでなければならない。アンダーショーツおよびタイツはショーツの主たる色**または、ショーツの裾の部分と同じ色**
でなければならない。同一チームの競技者が着用する場合、同色のものとする。

4.その他の用具 P-42(69,70)

- ヘッドギア、フェイスマスクまた、膝や腕のプロテクターなど危険でない保護具で柔らかく、軽いパッド入った材質でできているものは、**ゴールキーパーの帽子**やスポーツめがねと同様に認められる。* **帽子使用が規則上認められた。**

5.違反と罰則 P-43(23)

- 用具を正すまたは、取る替えるためにフィールドを離れた競技者は、
 - ・ **審判員に用具を点検されてから、復帰を認められる。**
 - ・ **主審の承認を受けて初めて復帰できる(承認はプレーの進行中でも行える)**

第5条 主審

2.主審の決定

- 決定は、主審が競技規則および **"サッカー競技の精神"** に従ってその能力の最大を尽して下し、適切な処置をとるために競技規則の枠組の範囲で与えられた裁量権を有する主審の見解に基づくものである。
- プレーを再開した後、**主審が前半または後半(延長戦含む)終了の合図をしてフィールドを離れた後、または試合を終結した後は主審がその直前の決定が正しくないことに気づいてもまたは、その他の審判員の助言を採用しても決定を変えることができない。** * 試合終了には何もないことを確認の必要 P-45(26,68)

3.職務と任務

● 懲戒処置

(例) **退場**と警告 **直接**と間接 **守備側**と攻撃側

- 同時に2つ以上の違反が起きたときは、**懲戒、負傷のひどさ、戦略的影響の面でより重大な反則**を罰する。 P-46(75)
 - * 相手、味方競技者区別なく、人数も関係なく重大性を考慮した。 P-46(39,72)
- 主審は、**フィールド点検のために**フィールドに入ったときから試合(ペナルティーマークからのキックを含む)終了後にフィールドを離れるまで、懲戒処置を行使する権限をもつ。**試合開始時にフィールドに入る前に競技者が退場となる反則を犯した場合、主審はその競技者を試合に参加させないようにする権限を持つ。主審はその他の不正行為を報告する。**
- **ハーフタイムのインターバル、延長戦、ペナルティーマークからのキックが行われている間を含め、試合開始時にフィールドに入ってから試合終了後にフィールドを離れるまで、主審はイエローカードやレッドカードを示す職権を持つ。**

第5条 主審

3.職務と任務

● 負傷

P-47,200(74)

- **相手競技者が警告されるまたは、退場を命じられるような身体的反則(例えば、無謀なまたは、著しく不正なファウルとなるチャレンジ)の結果として競技者が負傷したが、負傷の程度の判断と治療がすばやく完了できるとき。**

…はフィールドから出ることなく再開できる。

* 懲罰を伴う反則を犯したチームが、数的利益を得るのは不公平。

* 得点をリードしているチームが、時間稼ぎの可能性。

5.シグナル P-49(82)

- 走りながら両腕を前に伸ばしてアドバンテージを示すことが難しいこともあるので、従来の両腕に加え同じような形を **片腕** で示すことも認められる。

- * 片手の場合、他のシグナルと混同される可能性があるため、「アドバンテージ」の声をより明確にすることが求められる。



第6条 その他の審判員 (新しい条文名)

- その他の審判員 P-53(29,59,60) → **副審、第4の審判員、追加副審、リザーブ副審、(一人制審判法の補助審判も該当)**
- **その他審判員は、主審の指示に従って活動する・・・主審のリーダーシップ強調。**

第7条 試合時間

3.空費された時間の追加

- 追加の文章 P-61(30)

● 懲戒の罰則

● 競技会規定で認められる、飲水やその他医療上の理由による停止。

* (飲水タイム、Cooling Break、フィールド内治療、脳震盪診断など)

第8条 プレーの開始および再開

1.キックオフの進め方 P-65(31)

- ボールは、けられて明らかに動いたときインプレーとなる。

2.ドロップボール P-66(107)

- **何人の競技者でもドロップボールに参加できる(ゴールキーパーも含む)。**
主審は誰がドロップボールに参加してよいか、どのようにさせるかを指示できない。

* 主審はドロップボールを意図したとおりにやらせるべきではない。

第9条 ボールインプレーアウトオブプレー

2.ボールインプレー P-69(34)

- これ以外、ボールは**審判員**、ゴールポスト、クロスバー、コーナーフラッグポストからはね返ってフィールド内にある場合も含めてつねにインプレーである。

* フィールド外ぎりぎりいる審判員(副審、追加副審)からボールがはね返ったが完全にラインを越えていない場合、インプレーである。

第10条 試合結果の決定(新しい条文名)

3.ペナルティーマークからのキック

- 主審は、その他に考慮すべきこと(例えば、グラウンド状態、安全など)がない限り、コインをトスしてキックを行うゴールを決定する。ゴールは安全上の理由あるいは、ゴールまたはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り変えることができる。***2回のコイントス(ゴール選択。先行、後行か。)**
***競技会規程に規定があればコイントスしなくても良い。 P-71(55,139)**
- **負傷したゴールキーパーに代わる交代要員を除いて、試合終了時にフィールド上にいた競技者、または一時的に(負傷、用具を正すためなどで)フィールドから離れていた競技者のみにペナルティーマークからのキックを行う資格が与えられる。** P-73(55)
- 試合が終了したとき、ペナルティーマークからのキックを行う前、または進行中に、一方のチームの競技者数が相手チームより多い場合、競技者のより多いチームは相手競技者数と等しくなるように競技者数を減らし、除外するそれぞれの競技者の氏名と番号を主審に通知しなければならない。 P-73(57)
- キックは、ボールの動きが止まったとき、ボールアウトオブプレーになったとき、または競技規則の違反があつて主審がプレーを停止した時に完了する。

P-73

ビデオ-② 油断

第11条 オフサイド

1. オフサイドポジション

- 頭、胴体、または足の一部でも相手競技者のハーフ内にある(ハーフウェーラインを除く)。 P-77(36) * ハーフウェーライン上はオフサイドポジションではない。

2. オフサイドの反則 P-77,78(36)

- * ボールが味方競技者によってプレーされたか触れられた瞬間にオフサイドポジションにいる競技者は、次のいずれかによってその時のプレーにかかわっている場合にのみ罰せられる。

『* 確認事項

- 味方競技者がパスした、または、触れたボールをプレーする、または、触れることによってプレーを妨害する。または、
- 次のいずれかによって相手競技者を妨害する。
 - ・明らかに相手競技者の視線を遮ることによって、相手競技者がボールをプレーする、または、プレーする可能性を妨げる。
 - ・ボールへ向かう相手競技者に挑む。
 - ・自分の近くにあるボールを明らかにプレーしようと試みており、この行動が相手競技者に影響を与える。または、
 - ・相手競技者がボールをプレーする可能性に影響を与えるような明らかな行動をとる。

第11条 オフサイド

または、

- その位置にいることによって、次の場合にボールをプレーして利益を得る、または、相手競技者を妨害する。
 - ・ボールが、ゴールポスト、クロスバーまたは相手競技者からはね返った、あるいは、それらに当たって方向が変わった。
 - ・ボールが相手競技者によって意図的にセーブされた。
- * オフサイドポジションにいる競技者が相手競技者からボールを受けたとき、その相手競技者が意図的にボールをプレーした場合（相手競技者が意図的にセーブした場合を除いて）、利益を得ているとはみなされない。
- * ‘セーブ’ とは、ゴールに入りそうな、または、ゴールに近づいたボールを、競技者が手または腕（ペナルティーエリア内にいるゴールキーパーの場合を除く）以外の体のいずれかの部分を用いて止めることを意味する。』

ビデオ-③

- ・影響か否か
- ・セーブかプレーか
- ・オフサイドに関する追加ガイダンスについて

第11条 オフサイド

4.違反と罰則

P-79(36,111)

- オフサイドの反則があった場合、主審は、その競技者のハーフであっても、反則が起きたところから行われる間接フリーキックを与える。
- 主審の承認なくフィールドを離れた守備側競技者は、オフサイドの判定のため、プレーが次に停止されるまで、または、守備側チームがボールをハーフウェーラインに向かってプレーし、ボールがペナルティーエリアから出るまで、ゴールラインかタッチライン上にいるものとみなされる。その競技者が意図的にフィールドを離れた場合は、ボールが次にアウトオブプレーになったときに警告されなければならない。
- 攻撃側競技者は、その時のプレーにかかわらないようにするため、フィールドの外に踏み出る、または、外にとどまることができる。次にプレーが停止する、または守備側チームがボールをハーフウェーラインに向かってプレーし、ボールがペナルティーエリアから出るまで、その競技者がゴールラインから復帰してプレーにかかわった場合、オフサイドの判断のため、その競技者はゴールライン上にいたとみなされる。意図的にフィールドを離れた競技者が主審の承認なしに復帰し、オフサイドで罰せられず利益を得た場合は、警告されなければならない。
- ボールがゴールに入ったとき攻撃側競技者がゴールポスト間のゴール内で動かずにいた場合、得点は認められなければならない。ただし、その競技者がオフサイドの反則または第12条の反則を犯していた場合、間接または直接フリーキックでプレーは再開される。 *インプレー中のフィールド外の反則はフリーキックになった。

または、守備側チームがボールをハーフウェーラインに向かってプレーし、ボールがペナルティーエリアから出るまで、



第12条 ファウルと不正行為

● 追加の文章 P-81

- ボールがインプレー時に反則や違反があった場合のみ、直接、間接フリーキックまたは、ペナルティーキックを与えることができる。

1. 直接フリーキック

● 追加の文章

- 身体的接触を伴う反則が起きた時は、直接フリーキックまたは、ペナルティーキック罰せられる。 P-81
- 身体的接触によって相手競技者を妨げる。・・・直接フリーキック。 P-82
- アドバンテージ

明らかな得点の機会を除き、著しく不正なプレー、乱暴な行為、2回目の警告となる反則を含む状況では、アドバンテージを適用すべきでない。主審は、次にボールがアウトオブプレーになったとき競技者に退場を命じなければならないが、その競技者がボールをプレーする、または相手競技者に挑んだり妨害した場合、主審はプレーを停止し、その競技者を退場させ、間接フリーキックでプレーを再開する。

* その競技者が直接フリーキックの対象となる反則を犯せば、直接フリーキックで再開。

第12条 ファウルと不正行為

3.懲戒処置

● 得点または、決定的な得点の機会の阻止 ……追加の文章 P-87

- * 競技者が、意図的にボールを手や腕で扱う反則により、相手チームの得点または、決定的得点の機会を阻止した場合、反則の場所に関わらず、その競技者は退場を命じられる。
- * 競技者が、自分のペナルティーエリア内で相手競技者に対して反則を犯し相手競技者の決定的得点の機会を阻止し、主審がペナルティーキックを与えた場合、反則を犯した競技者は、次の場合を除き警告される。
 - ・相手競技者を押さえる、引っぱる、または押す反則の場合。あるいは、
 - ・反則を犯した競技者がボールをプレーしようとしていない、または、その競技者がボールに挑む可能性がない。あるいは、
 - ・反則がフィールド上のどこであってもレッドカードで罰せられるものであるとき(例えば、著しく不正なプレー、乱暴な行為など)
- * 上記の状況すべてにおいて、その競技者は退場となる。

第12条 ファウルと不正行為

3.懲戒処置

● 乱暴な行為 P-88(129)

* 乱暴な行為とは、**身体的接触のあるなしにかかわらず**、競技者がボールに挑んでいないときに相手競技者に対して、あるいは、味方競技者、チーム役員、審判員、観客または、その他の者に対して過剰な力を用いたり粗暴な行為を行う、**または、行おうとすることである。**

* 加えて、競技者がボールに挑んでいないとき、**意図的に相手競技者やその者に対して、頭や顔を手や腕で打つ場合、その力が微小なものでない限り乱暴な行為を犯したことになる。**

4.ファウルや不正行為の後のプレーの再開 P-88(130)

● ボールがアウトオブプレーの場合、その前の判定に基づき再開される。

● ボールがインプレー中、競技者がフィールド内で反則を犯した場合、次によりプレーは再開される。

・相手競技者に対する反則の場合-間接、直接フリーキック、ペナルティーキック

・味方競技者、交代要員、交代して退いた競技者、チーム役員、または審判員に対する反則の場合-直接フリーキックまたはペナルティーキック

・その他の者に対する反則の場合-ドロップボール

第12条 ファウルと不正行為

4.ファウルや不正行為の後のプレーの再開

P-89(130)

● ボールがインプレー中、競技者がフィールド外で反則を犯した場合

- 競技者が既にフィールドの外にいる場合、ドロップボールによってプレーは再開される。
- 競技者が反則を犯すためにフィールドから出た場合は、プレーが停止されたときにボールがあった位置からの間接フリーキックでプレーは再開される。
しかしながら、競技者がプレーの一環としてフィールドを離れ、他の競技者に対して反則を犯した場合、反則が起きたところから最も近い境界線上から行うフリーキックでプレーは再開される。その直接フリーキックの対象となる反則が起こったとき、フリーキックの位置が、反則を犯した競技者自身のペナルティーエリアの境界線上であれば、ペナルティーキックが与えられる。

* ファウルや不正行為の後のプレーの再開

集約表-1

いつ	どこで	誰が	誰に	何をした	再開方法		
					どこから	競技罰	懲戒罰
インプレー中	フィールド内で	競技者	相手、味方、交代要員、役員、審判	反則または違反を犯した	犯した場所	直接、間接フリーキック	懲戒罰対象行為には警告又は退場
				ペナルティーエリア内で 守備側直接FKの反則	ペナルティマーク	ペナルティキック	
			その他の者	ボールのあった位置	ドロップボール		
			いずれかの者	ボールのあった位置	間接フリーキック		
		交代要員など	競技者やボール	プレーを妨害した	犯した場所	直接FK又はペナルティキック	適切な懲戒処置
		外的要因			ボールのあった位置	ドロップボール	退出させる
		退場対象者	相手競技者	挑むまたは妨害した	犯した場所	間接フリーキック(直接も有)	退場対象者のため退場

* ファウルや不正行為の後のプレーの再開

集約表-2

いつ	どこで	誰が	誰に	何をした	再開方法		
					どこから	競技罰	懲戒罰
インプレー中	フィールド外で	競技者	いずれかの者	既に外にいて反則をした	ボールのあった位置	ドロップボール	懲戒罰対象行為には警告又は退場
				反則をするために外に出て反則をした		間接フリーキック	
			相手競技者	プレーの一環として外に出た後反則した	最も近い境界線上	直接FK又はペナルティキック	
	内・外から	競技者	相手競技者	フィールド内に物を投げた	当たった、当たたであろう位置	直接FK又はペナルティキック	
	外から	交代要員など	相手競技者	フィールド内に物を投げた	ボールのあった位置	間接フリーキック	

ボールアウトオブプレーの場合	その前の判定に基づき再開	懲戒罰対象行為には警告又は退場
----------------	--------------	-----------------

反則を犯した競技者自身のペナルティーエリアの境界線上であれば、ペナルティーキックが与えられる。



第13条 フリーキック

2.進め方

*すべてのフリーキックは、違反の起きた場所から行う。ただし、次の場合を除く

- 競技者が主審の承認なくフィールドに入る、復帰する、または離れたことによる反則に対して与えられるフリーキックは、プレーが停止した時にボールがあった位置から行われる。しかしながら、競技者がプレーの一環としてフィールドを離れ、他の競技者に対して反則を犯した場合、反則が起きたところから最も近い境界線上から行うフリーキックでプレーは再開される。その直接フリーキックの対象となる反則が起こったとき、フリーキックの位置が、反則を犯した競技者自身のペナルティー エリアの境界線上であれば、ペナルティーキックが与えられる。 P-92

3.違反と罰則 P-93

- * フリーキックを行うとき、相手競技者が規定の距離よりボールの近くにいる場合、アドバンテージが適用できる場合を除いてキックは再び行われる。ただし、競技者がフリーキックを素早く行って、ボールから9.15m(10ヤード)離れていない相手競技者がボールをインターセプトした場合、主審はプレーを続けさせる。しかしながら、相手競技者が意図的にフリーキックを妨害した場合、その競技者はプレーの再開を遅らせたことで警告されなければならない。

第14条 ペナルティーキック

- * 競技者がペナルティーエリア内で、または、第12条および第13条で規定されるプレーの一環としてフィールド外に出て、直接フリーキックとなる反則を犯したときは、ペナルティーキックが与えられる。 P=95(45)

1.進め方 P-95

- ペナルティーキックは、ボールの動きが止まったとき、アウトオブプレーになったとき、または、競技規則の違反があつて主審がプレーを停止した時に完了する。

ビデオ-② 油断

2.違反と罰則 P-96(47)

- * ボールがインプレーになる前に、次のいずれかが起きた場合：
 - キックを行う競技者またはその味方競技者が競技規則に違反し：
 - ・ボールがゴールに入った場合、キックは再び行われる。
 - ・ボールがゴールに入らなかった場合、主審はプレーを停止し、間接フリーキックで再開する。

第14条 ペナルティーキック

- ただし、ボールがゴールに入ったかどうかにかかわらず、次の場合、プレーは停止され、間接フリーキックで再開される。
 - ・ ペナルティーキックが後方にけられる。
 - ・ 特定されたキッカーの味方競技者がキックを行う。主審は、キックを行った競技者を警告する。
 - ・ 競技者が一度助走を完了した後、ボールをけるためにフェイントをする(助走中のフェイントは認められる)。主審はそのキッカーを警告する。

● **ゴールキーパーまたは味方競技者が競技規則に違反し：** P-96

- ・ ボールがゴールに入った場合、得点が認められる。
- ・ ボールがゴールに入らなかった場合、キックが再び行われる。
ゴールキーパーが違反を犯した場合には警告される。

* **両チームの競技者が競技規則に違反した場合、キックが再び行われる。**
ただし、競技者がより重大な反則(例えば、不正なフェイント)を犯した場合を除く。

	ゴール	ノーゴール
・攻撃側競技者による侵入	ペナツティーキックを再び行う	間接フリーキック(守備側チーム) (違反の起きた場所)
・守備側競技者による侵入	ゴール	ペナルティーキックを再び行う
・ゴールキーパーによる反則	ゴール	ペナルティーキックを再び行う + ゴールキーパーに警告
・ボールが後方にけられた	間接フリーキック(守備側チーム) (違反の起きた場所)	
・不正なフェイント	間接フリーキック (守備側チーム) (違反の起きた場所) + キッカーに警告	
・特定されていないキッカー	間接フリーキック (守備側チーム) (違反の起きた場所) + 特定されていないキッカーに警告	

***ペナルティーキックが行われた後に：**

- ・他の競技者がボールに触れる前に、キッカーに触れる → 相手チームのフリーキック (意図的にボールに手や腕で触れると直接フリーキック)
- ・ボールが前方に進行中、外的要因が触れた場合 → キックが再び行われる。
- ・ボールがキーパー、クロスバー、ゴールポストからはね返ったのち外的要因が触れる → 外的要因が触れた場所で、ドロップボールにより再開。

第15条 スローイン

1.進め方 P-99(49)

- ボールがフィールドを出た地点から、頭の後方から頭上を通して**両手を用いて**ボールを**投げ**なければならない。

2.違反と罰則 P-100(50)

- * スローワーを不正に迷わせたり、妨げたりする相手競技者は(**スローインが行われる地点から2m(2ヤード)以内に近寄ることを含む**)、反スポーツ的行為で警告される。**スローインがすでに行われた場合は間接フリーキックが与えられる。**

第16条 ゴールキック

● 追加の文章 P-103

- 相手チームのゴールに対する限り、ゴールキックから直接得点することができる。ボールがペナルティーエリアから出て、キッカーのゴールに直接入った場合、相手競技者にコーナーキックを与える。

1.進め方 P-103(51)

- ボールは静止していなければならず、ゴールエリア内の任意の地点から守備側チームの競技者によってけられる。

2.違反と罰則 P-104

*ゴールキックが行われるときペナルティーエリア内にいた競技者が、ボールが他の競技者に触れられる前にボールに触れる、または、挑んだ場合、ゴールキックは再び行われる。

*ペナルティーエリア内にいた相手競技者が、インプレーとなったボールに、他の競技者が触れる前に触れた、挑んだ場合のこと。

ゴールキックが行われるときペナルティーエリア内にいた競技者が、ボールが他の競技者に触れられる前にボールに触れる、または、挑んだ場合、ゴールキックは再び行われる。……の状況。

アドバンテージ採用なし

再び、ゴールキックを行う

攻撃側競技者

守備側競技者

相手競技者は
ペナルティーエリアを
出ることが基本

第17条 コーナーキック

● 追加の文章 P-107

- 相手チームのゴールに対する限り、コーナーキックから直接得点することができる。ボールが、キッカーのゴールに直接入った場合、相手競技者にコーナーキックを与える。

1.進め方 P-107(53)

- ボールは静止していなければならない、攻撃側チームの競技者によってけられる。
- ボールは、けられて明らかに動いたときインプレーとなる。コーナーエリアを出る必要はない。



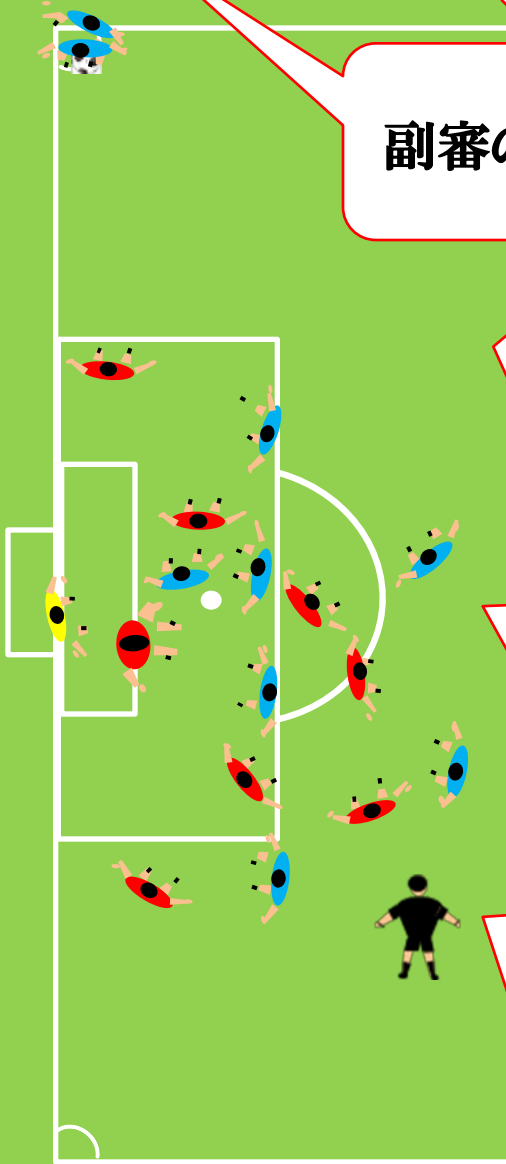
ボールは、けられて**明らかに動いた**ときインプレーとなる。
コーナーエリアを出る必要はない。

副審の援助

審判員が**明らかに動いた**と判断していない状況で

他方の競技者がドリブルを開始した場合

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にキッカーがボールに再び触れた・・と判断し、相手チームに間接フリーキックが与えられる可能性あり。



ビデオ-④

ゴールキーパーの不運な一日

御清聴いただきまして

ありがとうございました。

審判部長 古賀研二